

三菱炭坑跡地の工業団地計画

政治家・行政・業界の関係を指摘した質問

不当な「発言取り消し」は許されない

日本共産党の川上直喜議員が9月21日、市議会的一般質問において、「住民が求める行財政改革について」をテーマに一般質問した部分を、原田権二郎議長が「不穏当と認めますので」といって、不当にも「発言の取り消し」を命じました（会議録からも削除）。

日本共産党「法的根拠をしめせ」

議長が「取り消し」を命じた部分は、2テーマでほぼ1ページに及びます。1つは、三菱炭坑跡地の工業団地計画をめぐって、「政治家と行政や業界の幹部の関係は市民の目から見てわかりやすいものでなくてはならない」と指摘した部分。もう1つは、政治家があっせん利得を得た場合、税金をかけることができるかと質問した部分です。どこが「不穏当」でしょうか。

日本共産党市議団は、議長の一方的なやり方に本会議で抗議し、法的根拠を示すよう議会事務局長に要求しました。➡

議会事務局長「回答できません」

事務局長は、「この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ（以下略）」とした地方自治法第129条を示しましたが、「川上質問はすでに整然と終了しており、どこがこの規定に該当するか」との指摘に、「回答できません」「その理由はノーコメントです」とのべるばかりです。

こんなことが許されれば、今後、「不穏当と認めます」といえば、議長はいつでも議員の発言を取り消すことができることになります。まさに、議会の民主的ルールを踏みはず行為であり、悪しき先例を作るものです。

日本共産党市議団は、今回の「取り消し」を許さず、市議会の民主的な運営を守るために、市民のみなさんと共同し全力をあげるものです。

原田議長が「不穏当とみとめますので」と一方的に削除した部分

○川上議員 目尾に工業団地を作りかかっているわけですね。で、まさにその時に三菱のことがポイントになってるわけです。そこで、この三菱の社有地、これを仲介する政治家、業者がなかったか、お尋ねします。

○企画調整部長 ございませぬ。

○川上議員 民主党の道祖満議員は、6月議会の代表質問で、この場で、「三菱マテリアル株式会社の筑豊事務所の方へ、市への協力をお願いしたんですけれど、お願いしたところ、三菱マテリアル株式会社としては鯉田三坑跡地については、実質無償譲渡するとのこととあります」と述べています。この「実質無償譲渡」の意味をお尋ねします。

○企画調整部長 この実質無償譲渡という中身につきましては、土地の費用、それから炭鉱跡地の土地に対する鉱害賠償費用、これを相殺してゼロということで、実質無償というお話を、三菱の方がされております。

○川上議員 市が5億円で購入し、鉱害補償として5億円もらう、この話を議員と三菱の間でしたわけです。議員としてはかなり深いところまで協力を求めたことになるわけです。巨額の税金投入につながる話ですから、事前に行政との間で何か深い打合せがなかったのですか。助役、明確な答弁を求めます。

○企画調整部長 全くございません。そういうことを三菱の方から私どものほうに言ってこられたことでございます。

○川上議員 無駄、あるいは急ぐ必要のない大型公共工事が厳し

く問われる中、住民が求める行財政改革を進めるためには、政治家と行政や業界の幹部の関係は、市民の目から見てわかりやすいものでなくてはなりません。私は行財政改革推進委員会で、田中財務部長が新税を検討する必要性を示唆するのを聞きました。庶民増税につながるものは、絶対認められないと思うわけです。税金を問題にするなら一言、聞いておきたいと思います。政治家が斡旋利得を得た場合、それは課税対象になるのか。また、庄内の岩崎浄水場高度浄水処理施設の建設をめぐり、前澤工業から700万円の斡旋利得を受け、有罪となった元町議の場合、その斡旋利得は課税となるのか。参考のためにお尋ねします。

○課税課長 斡旋行為によります収受の事実、刑が確定した段階で、課税対象雑所得として申告義務が発生いたします。その次の質問でございませうけれども、公職にある者等の斡旋行為による利得等の処罰に関する法律第3条に、「犯人が収受した財産上の利益は没収する。その全部または一部を没収することが出来ないときは、その価額を追徴する」と定められております。収受した者の刑が確定した段階で、収受した現金は没収または追徴金として処理されることになり、収受した者が刑の確定後、2ヶ月以内に更正の請求行為を行えば、税法上の課税対象所得から除外されますので、申告義務は消滅し、課税関係はなくなります。しかしながら、一般的に申告されないケースがほとんどでありますので、申告義務は自動的に消滅することになります。

